

第 18 回 定例農業委員会議事録

令和 7 年 1 月 6 日（月）午後 4 時 0 0 分より、J A にしみの中部支店 3 階大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

出席委員（16 名）

1 中津 正三	8 清水 峰幸	
2 佐竹 静	9 林 新太郎	16 三輪 則夫
3 棚橋 新一	10 高橋 正彦	
4 岩井 豊太郎	11 高橋 滋	18 高橋 美和子
5 森 千尋	12 下野 一郎	
6 吉田 和郎	13 田部 恵	
7 柳瀬 美穂	14 吉田 幹夫	

欠席委員（3 名）

15 桐山 文子	17 辻元 政博	19 岡本 敏美

その他の出席者（5 名）

安藤事務局長	三浦課長	長谷川主事
竹中事務局次長	堀主幹	

傍聴人 1 名

議案

議案第 6 4 0 号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第 6 4 1 号 土地現況確認申請について

議案第 6 4 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 6 4 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 6 4 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

報告第 1 8 号 農地法第 4 条、第 5 条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長 ただ今から、第 18 回定例農業委員会を始めたいと思います。
 本日の議事録署名者に、2 番 佐竹委員、18 番 高橋 美和子委員
 の両名の方をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

 ご異議がないようですので、ご両名の方をお願いしたいと思います。
 では、ただ今から議案審議にはいります。

 議案第 640 号、農地転用事業計画変更承認申請について、を議題に
 供します。事務局説明願います。

事務局 議案第 640 号 農地転用事業計画変更承認申請について、説明させて
 頂きます。

 1 件提案されております。

 当初事業者が、JR 東海新幹線盛土工事用進入路及び資材置場を目的と
 して一時転用の許可を受けましたが、新たに事業者が請け負う工事箇所
 が増えたことにより、工期を延長して賃貸借することとなったため、事
 業計画変更の申請がなされたものでございます。

 1 ページから 2 ページをご覧ください。

 1 番、当初計画明細としまして、所在の欄の、①から 2 ページの⑱ま
 での所在地の転用期間が、令和 6 年 2 月 1 日から令和 7 年 1 月 31 日ま
 まででございます。

 2 ページの⑲につきましては、転用期間が、令和 6 年 3 月 1 日から令
 和 7 年 1 月 31 日まででございます。

 2、事業計画変更後明細をご覧ください。

 2 ページから 3 ページにかけて、所在地一覧を記載させて頂いており
 ますが、①から⑲までの、転用期間の終期について、令和 8 年 3 月 31
 日まででございます。

 以上の結果、再度、3 ページの真ん中の表を見て頂きますと、今回の
 変更は、賃貸借の対象の筆数、面積及び転用目的の変更はなく、賃貸借
 期間のみ、当初計画から、1 年 1 ケ月から 1 年 2 ケ月間延長するもので
 ございます。

なお、当該案件は、期間を延長しても、当初の転用始期から期間が3年を超えるものではないため一時転用に該当し、また、賃貸人の⑮と⑰の方につきまして、氏名が変わっておりますが、こちらは、相続による変更であることを確認しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

－特になし－

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第641号、土地現況確認申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第641号 土地現況確認申請について、説明させていただきます。

農地法の適用を受けない土地（農地法第2条第1項の農地）の現況確認という形で、申請されたものです。

平成24年施行の「大垣市農地転用後の土地現況確認事務処理要綱」に基づき、農振農用地区域以外の農地で、現況が農地又は採草放牧地でなくなってから20年経過したものであること、または、災害により農地でなくなったものであり、相当程度費用を投じて農地として復旧することが困難であるものについては公的機関が発行する証明書等により農地でない証明で対応できることとなっております。

1番、田、649㎡で、一般個人住宅（庭・進入路）でございます。

1番の申請地の農地の区分につきましては、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断しま

す。当該地を含む一体利用地には、昭和５５年に建築された建物が現存し、当該地にはこの建物に付随する庭と進入路があり、今日に至るまで、農地性を喪失しております。

このことは、平成８年撮影の国土地理院の航空写真、平成１８年、平成２１年撮影の航空写真、及び令和２年度の固定資産課税台帳登録事項証明書により、農地性を喪失してから２０年以上経過していたことが確認できます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

 -特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

 （「異議なし」の声）

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第６４２号、農地法第３条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第６４２号 農地法第３条の規定による許可申請について、説明させていただきます。

７件提案されております。今回、提案されております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

１番、使用貸借権によります、田、２，５２５㎡で、ございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

４ページをお願いします。

2 番、所有権移転によります、田、3 5 4 m²で、ございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

3 番、所有権移転によります、田、3 筆合わせて、7 7 2 m²で、ございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

4 番、所有権移転によります、畑、田、2 筆合わせて、1, 0 9 9 m²で、ございます。取得後は野菜及び水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

5 番、所有権移転によります、畑、2 4 1 m²で、ございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

6 番、所有権移転によります、田、1 8 8 m²で、ございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

7 番、所有権移転によります、畑、1 9 4 m²で、ございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

－特になし－

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第643号 農地法4条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第643号 農地法第4条関係申請明細について、説明させていただきます。

農地法第4条関係申請明細につきましては、1件提案されております。

1番、畑、田、2筆合わせて、62㎡で、一般個人住宅でございます。
農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第644号 農地法5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第644号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

5ページをお願いします。

農地法第5条関係申請明細につきましては、3件提案されております。

1番、所有権移転によります、畑、2筆合わせて、141㎡で、一般

個人住宅（倉庫・庭）場でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

2番、所有権移転によります、田、3筆合わせて、2, 155㎡で、建築材料製造業工場でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

3番、賃貸借権によります、田、1, 804㎡のうち、599㎡で、調剤薬局でございます。農地の区分は、上下水管が埋設されている4m以上の道路の沿道の区域であって、500m以内に2以上の医療施設その他の公共施設が存在する区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

－特になし－

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

（「異議なし」の声）

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

報告第18号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

事務局 報告第18号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

農地法第4条関係届出明細については、3件申請されています。

1番、田、畑、2筆合わせて、168.66㎡で、一般個人住宅で
ございます。

2番、田、768㎡で、一般個人住宅でございます。

3番、田、663㎡のうち、63㎡で、貸駐車場でございます。

6ページをお願いします。

農地法第5条関係届出明細については、17件申請されています。

4番、所有権移転によります、宅地（現況：畑）、159.98㎡で、
一般個人住宅でございます。

5番、所有権移転によります、畑、2筆合わせて、398㎡で、宅地
分譲でございます。

6番、所有権移転によります、田、185㎡で、宅地造成でござい
ます。

7番、所有権移転によります、田、582㎡で、宅地分譲でござい
ます。

8番、所有権移転によります、畑、189㎡で、一般個人住宅でござ
います。

9番、所有権移転によります、田、892㎡で、宅地分譲でござい
ます。

10番、所有権移転によります、畑、257㎡で、分譲住宅でござい
ます。

11番、所有権移転によります、田、219㎡で、一般個人住宅でござ
います。

7ページをお願いします。

12番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、199㎡で、
一般個人住宅でございます。

13番、所有権移転によります、畑、585㎡で、宅地分譲でござ
います。

14番、所有権移転によります、畑、268㎡で、一般個人住宅でござ
います。

15番、所有権移転によります、田、181㎡で、一般個人住宅でございます。

16番、所有権移転によります、畑、163㎡で、一般個人住宅（駐車場）でございます。

17番、所有権移転によります、田、991㎡で、宅地分譲でございます。

18番、所有権移転によります、田、190㎡で、貸駐車場でございます。

8ページをお願いします。

19番、所有権移転によります、田、284㎡で、一般個人住宅でございます。

20番、所有権移転によります、宅地（現況：畑）、2筆合わせて、585.05㎡で、宅地分譲でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、9件申請されています。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

21番、田、畑、14筆合わせて、15,413㎡でございます。

22番、田、畑、4筆合わせて、2,484㎡でございます。

9ページをお願いします。

23番、田、11筆合わせて、1,955.89㎡でございます。

24番、田、畑、7筆合わせて、1,492.47㎡でございます。

25番、田、2筆合わせて、1,635㎡でございます。

26番、田、3筆合わせて、5,210㎡でございます。

27番、田、畑、4筆合わせて、1,886㎡でございます。

28番、田、畑、4筆合わせて、1,886㎡でございます。

29番、田、2筆合わせて、1, 480㎡でございます。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出明細について、説明させていただきます。

10ページをお願いします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出明細については、35件届出されています。

農地法の改正に伴い、相続などによる権利取得については、農地法の許可を要しない代わりに、権利取得者が農業委員会に届出をしなければならず、届出がなされたものでございます。

(相続、包括及び特定遺贈、遺産分割、時効取得、法人の合併、分割)

30番、田、畑、9筆合わせて、8, 617㎡でございます。

31番、畑、田、14筆合わせて、2, 992. 42㎡でございます。

32番、田、1, 050㎡でございます。

33番、田、畑、9筆合わせて、5, 515㎡でございます。

11ページをお願いします。

34番、田、畑、3筆合わせて、335㎡でございます。

35番、田、畑、13筆合わせて、4, 861㎡でございます。

36番、田、畑、4筆合わせて、2, 848㎡でございます。

37番、田、畑、5筆合わせて、3, 495㎡でございます。

38番、田、501㎡でございます。

12ページをお願いします。

39番、田、畑、10筆合わせて、4, 983㎡でございます。

40番、田、1, 522㎡でございます。

41番、田、5筆合わせて、1, 283㎡でございます。

42番、田、7筆合わせて、4, 455㎡でございます。

43番、田、2筆合わせて、545㎡でございます。

44番、田、5筆合わせて、2, 947㎡でございます。

45番、田、2筆合わせて、469㎡でございます。

1 3 ページをお願いします。

4 6 番、田、畑、7 筆合わせて、2, 1 9 1 m²でございます。
4 7 番、田、5 筆合わせて、3, 9 0 3 m²でございます。
4 8 番、田、2 筆合わせて、1, 7 1 8 m²でございます。
4 9 番、田、畑、1 4 筆合わせて、7, 1 5 2 m²でございます。
5 0 番、田、5 4 5 m²でございます。

1 4 ページをお願いします。

5 1 番、畑、田、9 筆合わせて、1, 4 1 1 m²でございます。
5 2 番、田、畑、8 筆合わせて、3, 4 2 8. 8 3 m²でございます。
5 3 番、田、畑、8 筆合わせて、1 1, 8 7 4 m²でございます。
5 4 番、田、4 9 8 m²でございます。
5 5 番、田、8 0 5 m²でございます。
5 6 番、田、2 筆合わせて、1, 5 6 0 m²でございます。

1 5 ページをお願いします。

5 7 番、田、3 筆合わせて、1, 7 7 7 m²でございます。
5 8 番、田、宅地（現況：田）、畑、7 筆合わせて、
1, 5 8 2. 9 8 m²でございます。
5 9 番、畑、田、1 8 筆合わせて、7, 3 4 6 m²でございます。
6 0 番、田、5 筆合わせて、3, 0 2 6 m²でございます。

1 6 ページをお願いします。

6 1 番、畑、田、1 9 筆合わせて、1 6, 1 2 1 m²でございます。
6 2 番、田、8 2 6 m²でございます。
6 3 番、原野（現況：畑）、4 0 0 m²でございます。

1 7 ページをお願いします。

6 4 番、畑、田、1 8 筆合わせて、3, 3 4 3 m²でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

（「なし」の声）

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願いしたいと思います。

これをもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

午後4時25分閉会

